

製品プラスチックのリサイクルについて

1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 4 年 4 月 1 日施行)の概要

【目的・第1条】

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品において、プラスチックの資源循環促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化やプラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度を創設し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【地方公共団体の責務・第 6 条】

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【目標・プラスチック資源循環戦略】

・マイルストーン(リユース・リサイクル)

2025 年までに、リユース・リサイクルが可能なデザインに

2030 年までに、容器包装の6割をリユース・リサイクル

2035 年までに、使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用

2 現状の収集・処理の流れ

(1)収集(川西市)

製品プラスチック = 燃やすごみとして収集

プラスチック製容器包装 = 分別して収集

(2)処理(国崎クリーンセンター)

製品プラスチック = 燃やすごみと一緒に焼却処理

プラスチック製容器包装 = 分別収集されたものを手選別し、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し

3 川西市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

【具体的施策 28・重点施策 2】

プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの処理方法の変更も考慮しながら、新たなリサイクル品目について、その手法や再生利用のルートの検討を進めます。

4 今後の対応の方向性

- ・製品プラスチックとプラスチック製容器包装を合わせて収集し、再商品化に繋げる
- ・国崎クリーンセンターで実施している、基幹的設備改良事業の完了予定が令和 11 年度末
- ・令和 12 年度からの実施に向けて構成市町と連携し、分別方法の変更などの周知を進める